

所属研究団体入会指針

2013（平成 25）年 7 月 4 日 理事会

2013（平成 25）年度総会において「公益社団法人日本獣医学会定款施行細則」および「公益社団法人日本獣医学会所属研究団体の設置に関する規程」のそれぞれ一部改定が承認された。本指針は諸規程に基づき、公益社団法人日本獣医学会（以下「日本獣医学会」という。）の会員が日本獣医学会所属研究団体（以下「所属研究団体」という。）に入会する場合の手続き等を示すものである。

- 日本獣医学会の会員のみが所属研究団体に入会できる。すなわち所属研究団体への入会を希望する者は、まず日本獣医学会に入会しなければならない。
- 日本獣医学会の会員は 1 つ、あるいは複数の所属研究団体に所属できるが、1 つの所属研究団体に所属する場合は当該所属研究団体を、複数の所属研究団体に所属する場合は活動の中心となる 1 つの所属研究団体を入会時に日本獣医学会事務局に登録しなければならない（登録所属研究団体）（注 1）。実際には新入会の web ページにて登録所属研究団体を 1 つ選ぶ。
- 登録所属研究団体を途中で変更することも可能である。その場合は、日本獣医学会ホームページ上の「会員登録変更届」をダウンロードし、必要事項を記入の上、日本獣医学会事務局に FAX、メールまたは郵送すること。また、関連所属研究団体にもその旨連絡すること。
- ある所属研究団体に登録した会員を、その所属研究団体の「登録会員」と呼ぶ。
- 現在、以下の 12 の所属研究団体の設置が認められている（注 2）。新入会時に選択する所属研究団体と専門部会との関係は以下のとおり。
基礎獣医学系専門部会：日本獣医解剖学会、生理学・生化学分科会、
日本比較薬理学・毒性学会
病態獣医学系専門部会：日本獣医病理学会、日本獣医寄生虫学会、
日本実験動物医学会、野生動物学分科会
予防獣医学系専門部会：微生物学分科会、家禽疾病学分科会、公衆衛生学分科会
臨床獣医学系専門部会：獣医繁殖学分科会、臨床分科会

（注 1）所属研究団体の活動のための資金（学会所属研究団体費）は、各所属研究団体の登録会員数をもとに配分される。

（注 2）「公益社団法人日本獣医学会所属研究団体の設置に関する規程」に定められた手続きに従って、50 名以上の登録会員を集めれば、新たな所属研究団体を設置することができる。